

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和4年度本庁舎空調設備維持改修アドバイザー業務委託	5200697
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和5年1月31日	
契約金額	748,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社石本建築事務所 東京オフィス (法人番号：6010001010636)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	令和4年度本庁舎空調設備維持改修アドバイザー業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社石本建築事務所 東京オフィス 所在地 東京都千代田区九段南四丁目6番12号 代表者 オフィス代表 白井 俊明
特命理由	<p>本件は、荒川区役所本庁舎の空調設備について、効果的に設備を維持し計画的に修繕工事の実施が図れるよう専門的知見を有する事業者から適切な助言・支援を得るための業務を委託するものである。</p> <p>主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記の相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は空調設備の詳細な構造や配置を把握し、不具合による業務への影響度を理解したうえで、より効果的な維持・改修方法を検討する必要がある。</p> <p>上記業者は平成21年度の「荒川区本庁舎空調設備改修に係る基本・実施設計業務委託」、平成25年度の基本設計の見直し、平成27年度に実施設計の再設計、平成31年度に「空調配管及び給排水管老朽化度調査」を受託している事業者であり、本庁舎の空調設備の使用状況・構造を熟知しているため、上記業者であれば、迅速かつ正確な支援が可能であり、区の課題を理解しつつ、目的に沿った業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)